

委員会提出議案第1号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年10月10日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 議会運営委員長 野田雅之

川崎市議会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第83条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の3項を加える。

2 議長が必要があると認めたときは、押しボタンを用いた記名投票で表決を採りることができる。

3 前項の規定による記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票しなければならない。

4 第2項の規定による記名投票が終わったときは、議長は、投票の終了を宣告し、その結果を直ちに議場において報告する。

第84条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の3項を加える。

2 議長が必要があると認めたときは、押しボタンを用いた無記名投票で表決を採りることができる。

3 前項の規定による無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票しなければならない。

4 第2項の規定による無記名投票が終わったときは、議長は、投票の終了を宣告し、その結果を直ちに議場において報告する。

第85条中「無記名投票」を「投票用紙を用いた無記名投票」に改める。

第86条中「記名投票又は無記名投票を行なう場合」を「白票及び青票を用いた記名投票又は投票用紙を用いた無記名投票を行う場合」に改める。

第112条中「帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は」を「傘の類を」に改め、同条ただし書を削る。

第126条第2項中「速記法によって速記する」を「録音その他の方法によつて記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月6日から施行する。

提 案 理 由

新本庁舎への移転に伴い、押しボタンを用いた投票による表決の追加及び議事の記録方法の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。